

江別市犯罪被害者等支援条例（素案）について

1 犯罪被害者支援のための条例について

平成17年に施行された「犯罪被害者等基本法」において、地方公共団体に、犯罪被害者やその家族等への施策に関する責務が規定され、同法に基づいて国が令和3年に策定した「第4次犯罪被害者等基本計画」に被害者支援のための条例制定の促進が盛り込まれました。

こうした動きを受けて、全国的にも条例制定の動きが広がっていることから、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、江別市における犯罪被害者やその家族、遺族への実効的な支援を行う「江別市犯罪被害者等支援条例」を制定しようとするものです。

2 条例の構成と主な内容

(1) 目的

犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）が受けた被害の回復や軽減を図り、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 基本理念

次の3つの項目を基本理念とします。

- ①犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう配慮して支援を行う。
- ②被害の原因や犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、再被害や二次的被害の防止に配慮しながら、適切に支援を行う。
- ③犯罪被害者等が安心して暮らせるよう、被害の回復や軽減のために必要な支援を提供する。

(3) 各主体の責務

市、市民等の責務や役割を明らかにします。

市の責務	市民等の責務	事業者の責務
○犯罪被害者等の支援に関する施策を策定・実施する ○施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図る	○支援の必要性を理解し、二次的被害防止に配慮する ○市や関係機関等が行う支援に協力する ※市民等：市内に居住、通勤、通学する方や市内の活動団体	○支援の必要性を理解し、二次的被害防止に配慮する ○市や関係機関等が行う支援に協力する ○犯罪被害を受けた従業員の就労に配慮する

(4) 基本となる施策

支援に関する具体的な施策として、次のことを規定します。

相談及び情報の提供	日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、様々な問題の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
見舞金の支給	見舞金を支給します。
日常生活の支援	安心して日常生活を営むことができるよう必要な支援を行います。
居住の安定	犯罪等により従前の住居に居住できなくなった場合に市営住宅への入居において優遇措置等の配慮を行います。
安全の確保	再被害や二次的被害を受けることを防止し、安全を確保するため、個人情報の適切な管理を行います。
市民等及び事業者の理解の増進	犯罪被害者等の置かれている状況やその支援の必要性について、周囲の理解を深めるため、情報提供や啓発等を行います。

3 施行時期

令和8年を予定しています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」